第９８号議案

ふじみ野市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

ふじみ野市法定外公共物管理条例（平成１７年ふじみ野市条例第１５１号）の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。

別表（第６条関係）

使用区分		単位	金額
電柱	第１種電柱	１本につき１年	１，４００円
	第２種電柱		２，１００円
	第３種電柱		２，８００円
電話柱（電柱であるものを除く。）	第１種電話柱		１，２００円
	第２種電話柱		１，９００円
	第３種電話柱		２，７００円
その他の柱類			１２０円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ１メートルにつき１年	１２円
地下に設ける電線その他の線類			６円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設	外径が０．１メートル未満のもの		７３円
	外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの		１１０円
	外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの		１５０円
	外径が０．２メートル以上０．４メートル未満のもの		２９０円
	外径が０．４メートル以上１メートル未満のもの		７３０円
	外径が１メートル以上のもの		１，５００円
鉄道、軌道その他これらに類する施設		使用面積１平方メートルに	２，４００円

通路その他これに類する施設	上空に設けるもの	つき１年	３，３００円
	地下に設けるもの		２，０００円
	その他のもの		２，４００円
材料置場、干し場、船揚げ場その他これらに類する施設			６６０円
一時的に設ける駐車場、休憩所、遊戯場、露天商品置場その他これらに類する施設		使用面積１平方メートルにつき１日	６６円
農地		使用面積１平方メートルにつき１年	８１円
その他のもの		その都度市長が定める額	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後のふじみ野市法定外公共物管理条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

３　施行日前に第４条の規定により許可を受けた行為に係る使用料の額は、新条例の規定により徴収すべき使用料の額が当該使用料を徴収する年度の前年度の行為に係る使用料の額に１００分の１２０を乗じて得た額（以下「特例額」という。）を超える場合は、新条例の規定にかかわらず、特例額とする。

４　特例額が、１００円以上１，０００円未満の場合で１０円未満の端数が生じたとき、又は１，０００円以上の場合で１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

平成３０年１１月３０日提出

ふじみ野市長　高　畑　　博

提案理由

社会経済情勢の変化に鑑み、法定外公共物の使用に係る使用料の額を改定するため、ふじみ野市法定外公共物管理条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により、この案を提出するものである。